

# ○東京藝術大学不忍荘使用規則

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成23年9月20日 平成25年10月24日  
平成27年5月14日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員福利厚生施設（以下「不忍荘」と称する。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 不忍荘は、本学に業務のため来学する者の宿泊並びに本学職員の福利厚生のための施設として使用することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 不忍荘の管理責任者は、戦略企画課長とする。

(使用時間及び使用区分)

第4条 不忍荘の使用区分及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月28日から翌年1月4日までの日は、使用させないものとする。

(1) 宿泊使用 17時から翌日9時まで  
(3泊4日を限度とする。)

(2) 一時使用 平日9時から21時まで

2 戦略企画課長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用時間又は使用期間を変更して使用させることができる。

(使用申込み)

第5条 不忍荘を使用しようとする者（以下「使用申込者」という。）は、原則として、使用しようとする日の3日前までに不忍荘使用申込書（様式1）により戦略企画課長へ申込みものとする。

(使用の許可)

第6条 戦略企画課長は、前条の規定による使用申込みが適当と認めるときは、使用申込者に対し、不忍荘使用許可書（様式2）を使用申込者に交付する。

2 使用申込者は、使用申込み後若しくは使用許可後にその使用を取消し、又は使用日時を変更する必要があるときは、速やかにその旨を届け出て、戦略企画課長の許可を受けるものとする。

(使用料)

第7条 前条の規定により不忍荘の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、戦略企画課財務管理室に使用許可書を提示し、別に定める使用料を前納しなければならない。ただし、本学職員が使用する場合は、その使用料を免除することができる。

2 既納の使用料は、返付しない。

(使用心得)

第8条 使用者は、別に定める東京藝術大学不忍荘使用心得を遵守しなければならない。

(使用許可の取消)

第9条 戦略企画課長は、使用者がこの規則等に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取消し、又はその使用を中止させることができる。

2 前項の規定による使用許可の取消し、又は使用の中止により使用者が受けた損害については、本学は、その責を一切負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者が故意又は重大な過失により不忍荘の施設、設備を破損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第11条 不忍荘の運営に関する庶務は、戦略企画課財務管理室において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、不忍荘の管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学不忍荘使用規則（昭和59年9月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年9月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

様式 1

戦略企画課長	専門員	係員

\* 決裁欄は適宜定める。

## 不忍荘使用申込書

(元号) 年 月 日

戦略企画課長 殿

【使用申込者】

部局等

氏名

㊟

連絡先

下記のとおり使用したいので許可願います。

記

使用区分	A 宿泊		B 会議等		
使用月日	自 月 日 時	泊又は 時間			
	至 月 日 時				
使用目的	1 教育研究    2 研修    3 会議    4 その他				
使用室名	個室    桜、    梅、    椎	使用料	円		
	大広間    いちよう、    けやき		(うち消費税相当額 円)		
使用者	会議等	職名			
		氏名			
	宿泊	所属部局	職名	氏名	備考

# 不 忍 荘 使 用 許 可 書

(元号) 年 月 日

殿

戦略企画課長

印

下記のとおり使用を許可します。

## 記

使用区分	A 宿 泊		B 会 議 等	
使用月日	自 月 日 時	泊又は		時間
	至 月 日 時			
使用目的	1 教育研究	2 研 修	3 会 議	4 その他
使用室名	個 室	桜、 梅、 椎	使領 用収 料印	円
	大広間	いちよう、 けやき		(うち消費税相当額 円)
使 用 者	会 議 等	職 名 氏 名 他 名		
	宿 泊	所 属 部 局	職 名	氏 名 備 考